

第15回人権賞 受賞者 特定非営利活動法人「アジア友好の家（FAH）」
(The Friendly Asians Home)

【受賞理由】

約35年来、在日留学生などへの支援・世話活動から始まり、次第に、主に近隣・アジア系の諸外国人がみずから抱えている生活困難、病気事情、「法」的諸問題などの相談ごとにも現実対応、その支援・救済活動に鋭意取り組んできた。

Q1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

そもそもは事前発生的で、1965～70年代、主に近隣アジア系の留学生などが参加、これらへの相談対応、世話活動が始まる（「友好の家」名称の由来）。今日までも続く。次いで70年代、80年代、90年代へと、在日外国人の重点対象も変遷（例：インドシナ系の人々、タイ人、ミャンマー人などへ）、国内滞留化してきた人々への問題解決、さらには「帰国」促進に尽力。2000年10月、諸課題にさらに取り組むべく、NPO法人格を取得した。

Q2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

実に長年の諸活動にて、その時代・年代ごと、課題ごとにも、実に様々な苦勞事例があり、筆舌にも尽くしがたい。例えば、1975年以降の旧インドシナ系人の救済では、いわば「難民」外の（不法の面ばかり追求された存在の）人々への手当て、そのPR活動は困難を極めた。90年代、タイ人などの国内滞留化（男女とも）、病人対策、法的諸問題へも取り組んだ。近年はミャンマー人の問題急増で、緊急事態への対応すら十分でない。

Q3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

何といたっても有数の「弁護士会」からの受賞であり、対外的に、よい自己紹介=名刺がわりに活用させていただいている。先生方から私どもへ、確実なよいご評価をいただいたことへも心から感謝している。PRがしやすい。

マイナスな効果などあるはずもない。ただし、私どもがなまじ“有名”になると、当の外国人個々のプライバシーが（マスコミ的）にキープしきれなくなる（?）。

Q4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

長年の任意団体から、今回NPO法人格を申請取得したことについては、相当な発展への決意、次世代継承への期待もあったことは確か。長年の経緯で、メンバーの年代層も入れ替わり、古いメンバーの方々も高齢化した。さらにリフレッシュした「外国人救済体制、PR活動の体制が課題と考える。社会問題状況はますます、件数も多く、多岐にわたり、いわば対応しきれなくなっている。活動財源の確保も、ますますきびしい現状。

Q 5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。

近年は、在日するミャンマー人らが抱えている諸生活事情、諸病気事情への対応、ひいては「帰国」促進へと持っていかなければならないのが、病人が多発しているのに「医療」にかかれないとか、手遅れの的に重病化し、死亡にも至っている。感染症諸問題もある。ミャンマー人には、(大使館への) 過酷な「税金」問題があり、人々は帰るに帰れなくなっている。現地ヤンゴン市内に当F AHによる小クリニックがあるが、(2年来)、財源が足りない。

Q 6 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともにお聞かせください。

私どもが既に長年、在日する外国人の諸事情救済につき、法的諸問題の取り組み含め、人権救済・人権擁護に値する活動とのご評価で、今回の人権賞受賞となったことにつき、心から感謝している。ただし実は、従来、あえて自らは「人権」を標榜して事を進めてきていない(否定しているのではなく、この言葉を自ら使わないできた、という意味)。これはある意味で、世間の「人権」風潮に対するアイロニーかもしれない。私どもが受賞に際してのインタビューに「人権救済というよりは、真のヒューマニズムをこそ実現したい」(東弁『リブラ』2001年2月号、P. 2所載)と述べたのは、外国人救済の現場では、法や論ばかりでは、人は助けきれないという実感があるから。

ヒューマニズムとは、具体的に人間的に手当てをされることを意味し、これが私どもの、今後ともの抱負であり、また、具体的な活動目標への理念、ともなる、と考えている。